

「伝える」と「守る」の丁度良い関係

～やさしく学ぶホームページと個人情報～



2025年9月20日(土)

水野 真

教会ホームページ

教会が情報を発信するための一手段

- ・活動内容の周知、告知
- ・新規来会への導線（宣教）
- ・情報提供
- ・信頼性確保

プライバシー

自己に関する情報を自らコントロールする権利

一人でいさせて
もらう権利

プロッサーの
四類型

- ・私生活への侵入
- ・私生活の公開
- ・誤認を生ずる表現
- ・私事の営利的利用

自己情報コントロール権

プライバシー保護の法整備



個人情報保護法

- 1980年 OECD理事会勧告
- 2003年 制定
- 2005年 施行
- 2021年 共通ルール化

個人情報保護法の基本 1

個人情報とは？

直接的に個人を特定できる情報

氏名

住所

生年月日

電話番号

マイナンバー

顔写真

指紋・虹彩データ

組み合わせで特定できる情報

勤務先名と部署名と役職名

年齢と居住市区町村と職業

(単体では特定困難でも、
他情報と組み合わせれば特定可能)

「生存する個人」に限る

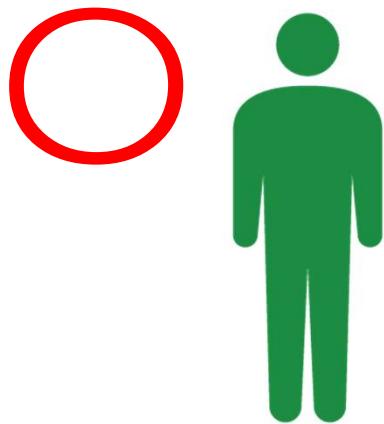
個人情報保護法の基本 2

法律で行動を制限されるのは事業者だけ
(個人は対象外)

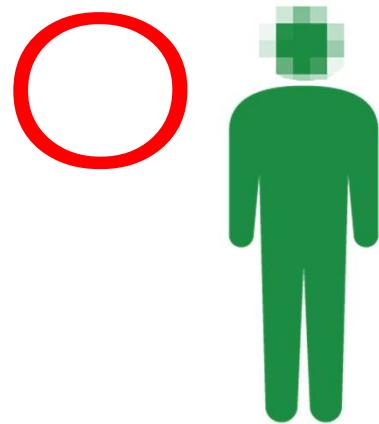
- ・取得時に利用目的を通知、公表する
- ・安全に管理する
- ・第三者に渡す際は本人の同意を得る
- ・開示請求に対応する



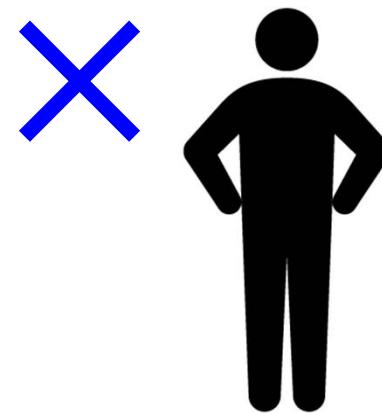
掲載してよい人物写真は？



人物が写っていて
掲載の同意を得ている

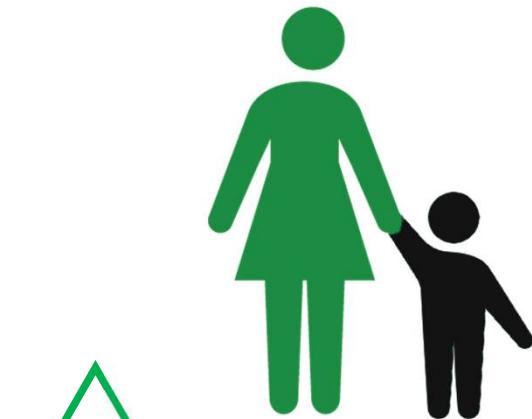


人物は写っているものの
モザイク処理をし
個人を特定できない
ようにしている



人物が写っていて
掲載の同意を得ていない

掲載してよい人物写真は？



子供が写っていて
保護者から掲載の同意を
得ている



人物が後ろ姿であったり見
切れて写っており、
個人を確定できるか判断し
づらい



故人が写っていて
遺族に掲載の同意を
得ていない

教会ホームページでの プライバシー事案



事案1：集合写真を載せたいが一人だけ難色を示している
その人だけモザイク加工した写真を掲載しても良いか

法律上はOKだけどおススメしない

オブジェクト消去機能などの画像加工技術で対応



事案2：名前と私的な連絡事項（慶弔事）が 書かれた週報は載せないほうが良い？

そこだけ白塗りにするか
教員専用ページへ掲載する

WordPressならパスワード保護をかけるだけで専用ページを作成可能

事案3：牧師が写真の掲載を許してくれない

諦める

イラストで代用したり妥協案を探る



事案4：プライバシーポリシーページいる？

個人情報を扱っているなら、あたたほうが良い

GoogleのAnalyticsやreCAPTCHA機能を使っていればほぼ必須

事案5：方針が割れて収拾がつかない

揉めた案件は一旦棚上げ

第三者の介入を図るのも手

教会コミュニティの存続を第一に



判断基準

掲載されて誰かが困ったり不幸になる内容は載せない

自分の基準で判断しない

- ・個人情報は極力載せない → 加工やイラスト化で対応
- ・載せる必要があるなら本人から同意を得る → 未成年は保護者の同意も
- ・クレームが入ったらすぐに削除する

ありがとうございました

引用・参考

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/>

JIPDEC

<https://www.jipdec.or.jp/>

素材利用

ヒューマンピクトグラム2.0

<https://pictogram2.com>

いらすとや

<https://www.irasutoya.com>

イラストAC

<https://www.ac-illust.com>

Mizuno Makoto

Kagayaki Ltd.

048-855-4502

webservice@ykwebinfo.net

<https://ykweb.official.jp/>